

ひとり親家庭サポートハンドブック

東かがわ市
こども家庭課作成
（令和８年 12 月）

もくじ

ひとり親家庭へのサポート

経済的支援

●手当のこと
・児童扶養手当 …… 4
●医療のこと
・ひとり親家庭等医療費助成 …… 6

就労に向けてのサポート

・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 …… 6
・自立支援教育訓練給付金 …… 7
・高等職業訓練促進給付金 …… 7
・高等職業訓練促進資金貸付事業 …… 7

その他のサポート

・所得税確定申告、市民税・県民税申告 …… 8
・JR 通勤定期の特別割引 …… 8
・母子父子寡婦福祉資金貸付 …… 9
・養育費履行確保等補助金 …… 10
・親子交流支援事業 …… 11

相談窓口

・ひとり親家庭等相談 …… 12
・養育費・親子交流相談支援センター …… 12

その他、各種サポート（ひとり親家庭以外も利用できるもの）

経済的支援

●手当のこと
・児童手当……13
●医療のこと
・特定健診・特定保健指導……14
・国民健康保険への加入……15
●年金のこと
・国民年金の切り替え……15
・国民年金保険料免除制度……16
・遺族基礎年金……17
・寡婦年金……17
●教育のこと
・奨学金貸付……19
・特別支援教育就学奨励費……19
・就学援助費……20

保育のサポート

・認定こども園……21
・子育てホームヘルプサービス事業……21
・一時預かり事業……22
・こども誰でも通園制度……22
・子育て支援短期利用事業……23
・ファミリー・サポート・センター事業……23
・放課後児童クラブ……23
・病児・病後児保育事業……24
・地域子育て支援センター……25
・東かがわこどもひろば……25

住まいのサポート

・市営住宅……26

就労に向けてのサポート

・育児休業取得促進事業補助金 …… 27
・未来創生就業定住促進事業 …… 28
・東かがわ市ふるさと就職推進センター …… 29

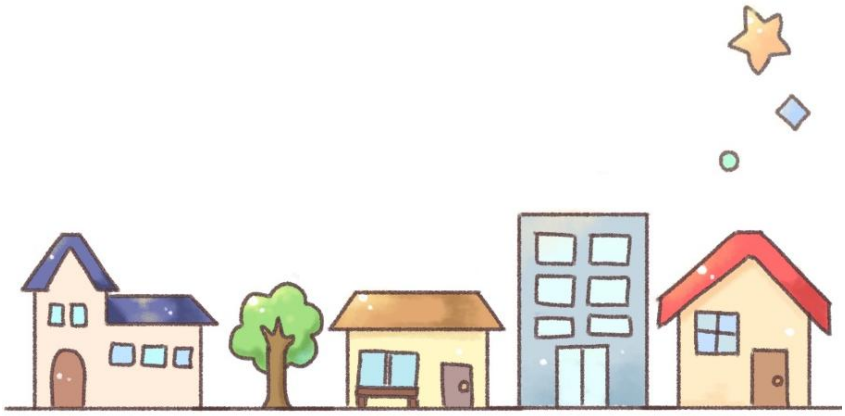
その他のサポート

・母子保健事業（健診・相談等） …… 30
・生活保護 …… 33
・生活困窮者自立支援事業 …… 33
・生活福祉資金貸付 …… 34

相談窓口

・人権相談 …… 35
・女性のための相談 …… 36
・法テラス …… 36

◆ 各種問い合わせ先 …… 37



※ひとり親家庭への支援の掲載については、離婚前（離婚協議中の方など）の支援も含んでいます。

ひとり親家庭へのサポート

●経済的支援

児童扶養手当

離婚等によりひとり親になった方や、父または母が重度の障がいがある方などで、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童を養育している方に支給されます。
ただし、手当を支給するには所得制限があります。

手当の支給要件

- 父母が離婚した場合
- 父親又は母親が死亡した場合
- 父親又は母親が1年以上児童を遺棄している場合
- 父親又は母親が生死不明の場合
- 父親又は母親が1年以上法律により拘禁されている場合
- 父親又は母親が重度の障害がある場合
- 父親又は母親に裁判所から保護命令が出ている場合
- 婚姻によらないで出生した児童を監護する場合　など

注意事項①　次の場合に該当する方は支給されません。
- 申請者が母親（父親）の場合に父親（母親）が同住所にいるとき
 （事実婚等、社会的に共同生活を営んでいると認められる状態を含む）
- 申請者が母親（父親）の場合に父親（母親）の保険証の扶養家族のとき
- 児童が児童福祉施設（里親委託を含む）に入所しているとき
- 申請理由が遺棄・拘禁の場合で、理由発生から1年未満のとき　など

注意事項②　次の場合に該当する方は、手当額の一部又は全部が支給停止となります。
- 申請理由が父親又は母親の障害の場合で、児童が父親又は母親の年金の加算対象であるとき
- 申請者及び児童が公的年金を受けることができるとき（障害基礎年金等（※）を除く）　など

（※）国民年金法に基づく障害基礎年金、労働者、災害補償保険法による障害補償年金など

【支給月額】　令和 8 年 4 月分から

児童	全部支給	一部支給
1 人目	48,050 円	48,040 円～11,340 円
2人目以降加算	11,350 円	11,340 円～5,680 円

※所得に応じて決定されます。

・請求者と扶養義務者（同居の親族等）の所得の確認が必要です。
・上記の金額より少ない公的年金を申請者又は対象児童が受給している場合は（障害年金の子加算額を含む）、年金額との差額を支給します。
・対象児童の人数や申請者の所得額に応じて 10 円単位で算出します。

・前年の所得が、下表の額以上の方は、その年度（11 月から翌年の 10 月まで）の手当の一部又は全部が支給停止になります。

・扶養義務者の所得が所得制限限度額以上になると、その年度の手当の全部が支給停止になります。扶養義務者とは、同居している受給者の父母・兄弟・姉妹・祖父母・子等のうち、最も所得の高い方をいいます。（世帯分離していても同住所であれば対象になります。）

受給者本人の所得が限度額未満であっても、配偶者や扶養義務者の所得が限度額以上である場合は、手当は支給されません。

税法上の扶養親族の数	所得の所得制限限度額		
	請求者本人		扶養義務者、配偶者、孤児等の養育者
	全部支給	一部支給	
0 人	690,000 円 (1,520,000 円)	2,080,000 円 (3,343,000 円)	2,360,000 円 (3,725,000 円)
1 人	1,070,000 円 (1,900,000 円)	2,460,000 円 (3,850,000 円)	2,740,000 円 (4,200,000 円)
2 人	1,450,000 円 (2,443,000 円)	2,840,000 円 (4,325,000 円)	3,120,000 円 (4,675,000 円)
3 人以上	以下所得については 380,000 円ずつ加算		

※（ ）書きは給与所得者の場合、所得に対応する収入額【目安】です。

※養育費は、受領した金額の8割相当分を請求者（認定後は受給資格者）の所得に合算します。

※その他限度額に加算されるものがあります。（障害基礎年金等受給者は受給額を所得に合算など）

所得額の計算方法

所得額＝年間収入金額―必要経費(給与所得控除額) －諸控除額(※)―80,000円(社会保険料相当額)＋養育費の80%
(※) 詳しくは、香川県ホームページ掲載の「ひとり親家庭のしおり」 6ページ以降に記載しています。
https://www.pref.kagawa.lg.jp/documents/33429/r7hirorioyashiori2026.pdf

【申請手続】

○ こども家庭課で事前相談します。
（必要な書類が個々のご家庭の状況により異なりますのでご説明します。）

↓ 支給要件に該当する場合

○ 「認定請求書」と添付書類を提出します。

↓ 認定後

○ 児童扶養手当の認定を受けている全ての方（全額支給停止の方も含みます）は、毎年8月中に「現況届」を提出します。
※毎年8月1日時点での状況を記載し、引き続き受給資格があるかどうかを確認し、11月以降の手当額がいくらになるかを確認するための届になります。

お問い合わせ先 こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1229

市 HP

ひとり親家庭等医療費助成

東かがわ市に住所を有する「ひとり親家庭等」について、ひとり親世帯の保護者とその児童を対象に、保険診療にかかる医療費の自己負担額を助成します。

【対象者】

東かがわ市に住民票があり、いずれかの健康保険に加入している方で、

●ひとり親家庭等の児童を扶養している父または母とその児童

●両親のいない児童

●両親のいない児童を扶養する配偶者のいない者

※児童の対象年齢は、満 10 歳になる年の年度初めから満 18 歳に達した日の属する年度末までです。

児童が満 18 歳に達した日の属する年度末をもって「ひとり親家庭等医療費助成」を喪失すると同時に、保護者等も喪失します。

【助成の範囲】

病院等の窓口で支払う保険診療の自己負担分が対象となります。（保険給付の対象とならない医療費は対象外です。）

【その他】

○所得制限を超えている方は対象となりません。

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1229

市 HP

●就労に向けてのサポート

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業資格を持たないひとり親家庭の親とその 20 歳未満の子どもが、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合、その費用の一部を支給します。

※受講前の相談が必要です。

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1229

HP

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、職業能力開発のための講座を受講する場合や、資格取得のための養成機関で修業する場合、受講料の一部を支給します。
※受講前の相談が必要です。

お問い合わせ先
こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

HP

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、就職に有利な資格取得を目指し、専門学校や大学等の養成機関で修業する場合に、生活の負担の軽減を図るため一定額の訓練促進給付金を支給します。また、卒業後に修了支援給付金を支給します。

区　分	訓練促進給付金	修了支援給付金
市民税非課税世帯	月額　100,000 円	50,000 円
市民税課税世帯	月額　70,500 円	25,000 円
訓練促進給付金は修業期間の最後の 12 ヶ月のみ 40,000 円が加算されます。		

※受講前の相談が必要です。

お問い合わせ先
こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

HP

高等職業訓練促進資金貸付事業

ひとり親の方が、「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成学校に在学したときの「入学準備金」や、資格を取得して就職するための「就職準備金」を貸付します。

お問い合わせ
こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

HP

●その他のサポート

所得税確定申告、市民税・県民税申告

【ひとり親控除】

〈ひとり親控除の対象となる方の範囲〉

ひとり親とは、原則としてその年の 12 月 31 日の現況で、婚姻をしていないことまたは配偶者の生死の明らかでない一定の方のうち、次の 3 つの要件のすべてに当てはまる方です。

(1) その方と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の方がいないこと
(2) 生計を一にする子がいること
　この場合の子は、その年分の総所得金額等が58 万円以下（令和8年分以降は62万円以下）で、他の方の同一生計配偶者や扶養親族になっていない方に限られます。
(3) 合計所得金額が 500 万円以下であること

〈控除額〉

所得税　35 万円　市県民税　30 万円

〈市県民税のかからない方〉

1 月 1 日現在でひとり親控除の対象となる方で、前年の合計所得金額が 135 万円以下の方は翌年度の市県民税は非課税になります。

※税制改正により、内容が変更となる場合があります。

お問い合わせ先　税務課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1216

市 HP

JR 通勤定期の特別割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方が、JR の通勤定期券を購入する場合、3 割引で購入できます。

こども家庭課にて資格証明書・購入証明書を発行しますので、そちらをお持ちになって定期券購入窓口でお手続きください。

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1229

母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭などの経済的自立を支援し、扶養している子どもなどの福祉を増進するため、法律に基づいて資金を貸し付けます。

保証人などの条件の審査もありますので貸付をご希望の場合は、必ず事前にこども家庭課までご相談ください。

【条件の例】

・就労していること
・立替払いができること
・連帯保証人が１人必要
（本人の身内で、同居していない 60 歳未満の、現役で就労している方）
・自己破産をしていないこと　等

資金名	貸付対象	概　　要
事業開始資金	母・父・寡婦	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	母・父・寡婦	現在営んでいる事業を継続するために必要な資金
技能習得資金	母・父・寡婦・	就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
修 業 資 金	母・父・寡婦・児童	子どもが就職等に必要な技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	母・父・寡婦・児童	就職するために直接必要な被服等を購入する資金
医療介護資金	母・父・寡婦・児童	医療または介護を受けるために必要な資金
生 活 資 金	母・父・寡婦	技能習得、医療または介護を受けている間等、生活をするために必要な資金
住 宅 資 金	母・父・寡婦	住宅を取得、新築、増築、改築するために必要な資金
転 宅 資 金	母・父・寡婦	住宅を移転するために必要な資金
修 学 資 金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等で修学するために必要な資金
就学支度資金	母・父・寡婦・児童	子どもが高校、大学等に入学するために必要な資金
結 婚 資 金	母・父・寡婦	扶養している子どもが結婚するために必要な資金

お問い合わせ先

こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

HP

養育費履行確保等補助金

●養育費に係る公正証書等作成補助金

公正証書など養育費に関する債務名義を有する証書等を作成した際、作成にかかった費用を補助します。

補 助 額	対象経費の全額（上限3万円）
申請期限	公正証書等を作成した日の翌日から６ヶ月以内

●養育費保証契約促進補助金

養育費について、保証会社と原則 １ 年以上の養育費保証契約を結ぶ際に支払う初回保証料を補助します。

補 助 額	対象経費の全額（上限5万円）
申請期限	養育費保証契約を締結した日の翌日から６ヶ月以内

※公正証書等の作成、保証契約の前に必ずご相談ください。
　相談なく申請に来られた場合要件に該当せず補助金を支給できないことがあります。
※その他要件等ありますので詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

市 HP



～～～　親子交流　～～～

離婚後に、子どもと離れて暮らす親と子どもが会ったり、電話したり、手紙を送ったりして定期的に交流を持つことです。親子関係を維持することは、子ども自身が「自分は大切にされている」と感じる機会となり、健やかな成長の助けとなります。

親子交流支援事業

NPO 法人親子交流支援センター香川の利用料の一部を補助します。

《主な補助要件》

○親子交流の対象となる子ども及び同居親が東かがわ市に住所を有すること
○子どもの年齢は18 歳未満であること
○本事業の支援を受けることを、父母ともに同意していること
○親子交流援助の実施頻度は原則として1月に1回
○本事業による支援期間は、最長で1年間

お問い合わせ先
NPO 法人親子交流支援センター香川
☎ 090-1006-1190
こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）　☎ 0879-26-1229

HP

親子交流交流を支援する第三者機関　NPO 法人親子交流支援センター香川

離婚や別居により離れて暮らすことになった親子が、子どもの権利や福祉を守ることを目的に心身ともに健康的な親子交流をするための支援をしています。
親子交流のための連絡調整、子どもの受け渡し、付き添い、見守りなどを行います。
詳しくはお問い合わせください。

利用の流れ

電話する
支援を受けることを考えている方は、まずはお電話ください。
※親子交流について、父母間で親子交流の合意があることが前提です。
（家庭裁判所での調停合意が前提です。）

▼

事前面談（有料）
平塚中央公園管理事務所　会議室（高松市木太町）で事前面談を行います。
※遠隔地にお住まいの方は、Web ミーティングの方法での事前面談も可能です。
●事前面談料（父母それぞれ 5,000 円）

▼

親子交流支援の申し込み
利用契約など、支援を希望する場合

▼

支援開始（有料）
①付添型（10,000 円）←交流時間制限あり。連絡調整含む。
②受渡型（10,000 円）←交流時間制限なし。連絡調整含む。
③連絡調整型（5,000 円）

お問い合わせ先
NPO 法人親子交流支援センター香川
☎ 090-1006-1190

HP

●相談窓口

ひとり親家庭等相談

母子・父子自立支援員が、ひとり親家庭などの日常生活上の悩みや子どもの養育などに関する相談に応じます。

●電話相談

【日時】　月曜日～金曜日（祝日・年末年始は除く）　9：00～17：00

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

市 HP

養育費・親子交流相談支援センター

養育費・親子交流相談支援センターは、こども家庭庁の委託を受けて、養育費や親子交流（面会交流）に関する当事者からの相談に応じています。

●電話相談

0120-965-419（携帯電話は使えませんので下記におかけください。）

03-3980-4108（ご希望により当センターが電話をかけ直して電話料金を負担しています。）

平日（水曜日を除く）　10：00　～　20：00　　水曜日（祝日を除く）　12：00　～　22：00

土／祝日　　10：00　～　18：00　（日曜日・振替休日の電話相談はお休みです）

※電話相談の時間が変更になっている場合があります。（ホームページで確認できます）

●メール相談　　info@youikuhi.or.jp（メール相談は随時受け付けています。）

お問い合わせ先　養育費・親子交流相談支援センター
☎ 0120-965-419（携帯電話は使えません）
☎ 03-3980-4108（携帯電話の方）

HP



その他、各種サポート

●経済的支援

児童手当

家庭における生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、子どもを養育している方へ支給されます。

対象年齢		手当額（月額）
3 歳未満	第 1・2子	15, 000円
	第3子以降	30, 000円
3 歳～高校生年代	第 1・2子	10, 000円
	第3子以降	30, 000円

※令和6年10月分より所得制限は撤廃されました。
※大学生年代（22 歳到達後の最初の3月 31 日まで）の子を養育している場合は、
その子から第1子・第2子…を数えます。（別途、申請が必要な場合があります。）

ひとり親の方は…

離婚した家庭または離婚協議中の家庭は父母のうち、児童と同居している方に支給することができます。

ただし、離婚協議中の方は離婚協議中であることが客観的にみてわかる書類が必要です。

- 協議離婚申し入れに係る内容証明郵便
- 調停期日の呼び出し状　　など

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1229

市 HP



特定健診・特定保健指導

家族と健康に生活するためには、まずご自身の健康管理が大切です。40 歳を過ぎたら、特定健診で年 1 回は健康チェックを行いましょう。

特定保健指導が必要な方には個別でご案内しますので、上手に活用しましょう。

【特定健診】

〈対象者〉

東かがわ市国民健康保険にご加入の 40 歳～74 歳

〈受診方法〉

年に 1 回、5 月末に送付する特定健康診査受診券とマイナ保険証または資格確認書を持参のうえ、特定健診実施医療機関を受診してください。

※医療機関によっては、予約が必要な場合があります。詳しくは受診券に同封のチラシをご確認ください。

〈受診料〉

1,500 円

【特定保健指導】

〈対象者〉

特定健診の結果から必要な方には特定保健指導のご案内を行います。

〈実施内容〉

保健師または栄養士より食事や運動習慣について見直し、生活習慣改善のための目標を作成します。3 ヶ月間または 6 ヶ月間、生活習慣を見直すサポートが受けられます。

〈指導料〉

無料

お問い合わせ先

長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1360

市 HP

国民健康保険への加入

残された家族が、亡くなられた方の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要になります。離婚により被扶養者の資格を喪失した場合も同様です。

手続きが遅れると健康保険の資格喪失日まで最長 2 年間さかのぼり、保険税を納めていただくことになりますので、お早めに手続きを行ってください。

【手続きに必要なもの】

- ●健康保険の資格喪失証明書
- ●個人番号を確認できるもの（マイナンバーカードなど）
- ●本人確認できるもの（マイナンバーカードまたは運転免許証など）

お問い合わせ先
長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1360

市 HP

国民年金の切り替え

国民年金の第 3 号被保険者（厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で 20 歳以上 60 歳未満の方）であった方が、離婚または配偶者の死亡により、配偶者の扶養から外れた場合、国民年金の第 1 号被保険者（20 歳以上 60 歳未満の方で自営業者、無職の方など）への切り替え手続きが必要です。

第 1 号被保険者になると、国民年金の保険料を個人ごとに支払うことになっています。

【国民年金保険料（定額）】

月額　17,920 円（令和 8 年度）

※経済的な事情などで国民年金の保険料を納めることが困難な場合は、申請し、所得状況等の審査の結果、承認を受けると、保険料の全額あるいは一部が免除される国民年金保険料免除制度があります。

お問い合わせ先
長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1360
高松東年金事務所
☎ 087-861-3866

市 HP

国民年金保険料免除制度

国民年金に加入されている 20 歳以上 60 歳未満の方（第 1 号被保険者）が、経済的な事情などで保険料を納めることが困難な場合は、申請し、所得状況等の審査の結果、承認を受けると、保険料の全額あるいは一部が免除されます。

免除される額は、全額、4 分の 3、半額、4 分の 1 の 4 種類です。
免除制度には、申請免除のほか、50 歳未満の方を対象とする納付猶予、学生の方を対象とする学生納付特例があります。

●国民年金保険料（定額）　17,920円（令和 8 年度）について、免除制度の手続きをし、承認されると下記のとおり保険料が減額されます。

全額免除、納付猶予、学生納付特例	→	0 円
4 分の 3 免除	→	4,480 円
半額免除	→	8,960 円
4 分の 1 免除	→	13,440 円

※一部免除の期間について、必要な保険料を納めない月は、未納とみなされます。
※保険料が免除された期間に応じて、将来の老齢基礎年金が定額保険料を納付した場合よりも減額します。

お問い合わせ先

長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1360
高松東年金事務所
☎ 087-861-3866

市 HP

遺族基礎年金

国民年金に加入し遺族基礎年金の保険料納付要件を満たしている方、または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が死亡したときに、死亡した方によって生計を維持されていた子どものある配偶者、または子どもに支給されます。

※子どもとは、18 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日までの子ども、または障害年金の障害等級の 1 級または 2 級の状態にある 20 歳未満の子どもをいいます。

【遺族基礎年金の支給額（年額）】（令和 8 年度）

受け取る方	子どもがいる配偶者		子ども
	69 歳以下の方	70歳以上の方	
子どもが 1 人	1,091,100 円	1,088,700 円	847,300円
子どもが 2 人	1,334,900 円	1,332,500 円	1,091,100 円
子どもが 3 人	1,416,200 円	1,413,800 円	1,172,400 円

※子どもが 3 人目以降は、1 人につき 79,800 円（年額）が加算されます。
子どもが受け取る場合は、年金額を子どもの人数で割った額が、1 人あたりの額となります。

お問い合わせ先
長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1360
高松東年金事務所
☎ 087-861-3866

市 HP

寡婦年金

第 1 号被保険者として国民年金保険料を納めた期間と、免除期間を合わせて 10 年以上ある方が、年金を受けずに死亡された場合に、婚姻期間が 10 年以上継続している妻に対して、60 歳から 65 歳になるまでの間、支給されます。

※年金額は、夫が受けられたであろう老齢基礎年金額の 4 分の 3 です。

お問い合わせ先
長寿保健課（本庁舎南棟 1 階）
☎ 0879-26-1229
高松東年金事務所
☎ 087-861-3866

市 HP

Memo





奨学金貸付

東かがわ市に住所を有する学生・生徒のうち、優れた素質と強い向学心を持ちながら経済的理由により修学に困難がある方に対し、奨学金の貸付けを行うものです。

●貸付金額等について

区分	貸付金額	貸付期間	利子
高等学校・高等専門学校	月額 20,000 円以内	標準修学年限	無利子
短大・大学・大学院・専門学校	（下宿通学者） 月額 50,000 円以内 （自宅通学者） 月額 40,000 円以内		

※申込期間や申込方法については、募集時期の「広報東かがわ」でお知らせします。
※貸付けを受けた奨学金は、卒業後、一定期間内に返還していただきます。

お問い合わせ先　教育総務課（本庁舎北棟 2 階）
☎ 0879-26-1237

市 HP

特別支援教育就学奨励費

市内の小・中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、負担能力に応じて、必要な援助を行うものです。

【対象となる経費】
学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費など

※対象となる方には、学校を通じて案内書類をお配りします。

お問い合わせ先　教育総務課（本庁舎北棟 2 階）
☎ 0879-26-1237

市 HP

就学援助費

市内に住所を有する小・中学校の児童・生徒の保護者で、経済的な理由により児童・生徒の就学が困難な場合に、必要な援助を行うものです。

【対象となる経費】

学用品費・通学用品費・校外活動費・学校給食費など

※認定にあたっては要件等がありますので、詳しくは、学校または教育総務課へご相談ください。

ひとり親の方は…

児童扶養手当の支給を受けている方も対象となります。

お問い合わせ先

教育総務課（本庁舎北棟２階）
☎ 0879-26-1237

市 HP

Memo

●保育のサポート

認定こども園

小学校就学前子どもの教育・保育を希望する場合は、教育・保育給付認定を受けて認定こども園を利用できます。

●認定こども園

施設名	住所	電話
引田こども園（公立）	引田 545-6	0879-33-5220
大内こども園（公立）	中筋 367-1	0879-25-3777
丹生こども園（公立）	町田 182-1	0879-25-4804
認定しろとりこども園（私立）	松原 555	0879-25-1591
けいあいこども園（私立）	白鳥 647-1	0879-25-1795
東かがわこどもアカデミー（私立）	三本松1405	0879-25-0308

※子どもの年齢と保護者の就労等の状況に応じて、利用できる施設や利用時間は異なります。

ひとり親の方は…

ひとり親世帯である場合、所得の状況により 3 号認定児（3 歳児未満）は保育料の上限を 9,000 円とし、第 2 子以降は所得の状況により保育料を無償としています。

お問い合わせ先　保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

市 HP

子育て世帯訪問支援事業（子育てホームヘルプサービス事業）

子育て世帯や妊婦さんがいる、家事や育児に不安や負担のある支援が必要な家庭に対し、ホームヘルパー（社会福祉協議会に登録）を派遣し、家事支援や育児支援等を行います。

●利用料・・・1 時間 500 円
〈相談・申請〉市社会福祉協議会　0879-26-1122

お問い合わせ先　こども家庭課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1229

HP

一時預かり事業

冠婚葬祭や社会的理由で、一時的に保育が必要な場合に月 15 日を上限に認定こども園で保育します。リフレッシュのための利用も可。利用料は施設により異なります。

●実施施設

施設名	住所	問合せ先
引田こども園（公立）	引田 545-6	0879-33-5220
大内こども園（公立）	中筋 367-1	0879-25-3777
けいあいこども園（私立）	白鳥 647-1	0879-25-1795
東かがわこどもアカデミー（私立）	三本松 1405	0879-25-0308

※子どもの年齢と保護者の就労等の状況に応じて、利用できる施設や利用時間は異なります。

お問い合わせ先
保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

市 HP

こども誰でも通園制度

保育施設に通っていない子どもが月10時間を上限に、保護者の就労条件を問わず、認定こども園を利用できる制度です。

利用するには、事前登録後、実施施設との利用前の面談が必要です。

●　実施施設：大内こども園　　住所：東かがわ市中筋367－1　TEL　0879-25-3777

お問い合わせ先
保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

市 HP

子育て支援短期利用事業

保護者が疾病や仕事などの理由により、家庭での児童（満 1 歳以上）の養育が一時的に困難になった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合に利用できます。

●短期入所生活援助（ショートステイ）

●休日・夜間養護（トワイライトステイ）

〈申請は直接〉恵愛学園　0879-25-2067　讃岐学園　087-847-5171

〈相談〉こども家庭課／恵愛学園／讃岐学園

お問い合わせ先
こども家庭課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1229

ファミリー・サポート・センター事業

子どもの一時的な預かりや送迎を、地域の「まかせて会員」がサポートする有償ボランティアです。

利用するには「おねがい会員」に登録後、サポートしてくれる「まかせて会員」とマッチング（事前打ち合わせ）する必要があります。

【対　　象】市内に在住、在勤で生後 6 か月以降の子どもを持つ保護者
【利用料金】平日 7:00～19:00　1 時間 500 円、左記時間帯以外又は土日、祝日、年末年始
1 時間 700 円

ひとり親の方は…

1か月あたり 8,000 円を限度とし、利用料の半額を助成します。（事前登録必要）
問）東かがわ市ファミリー・サポート・センター（社会福祉協議会内）0879-26-1122

お問い合わせ先　保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

HP

放課後児童クラブ

保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している子どもたち（放課後児童）に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して主体的なあそび及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。

平　　日・・・放課後から 18:00　※19:00 まで延長可（有料）
長期休業・・・8:30～18:00　※希望者は 7:30～（有料）
利 用 料・・・月額 2,000 円（8 月のみ 4,000 円）

ひとり親の方は…

利用児童の保護者が、児童扶養手当またはひとり親家庭等医療費助成の受給資格がある場合は、18時～19時までの延長料金が半額減額となります。

お問い合わせ先　保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

市 HP

病児・病後児保育事業

普段は認定こども園などに通所しているお子さんが、病気や病気の回復期にあり、集団保育が難しく、かつ保護者の就労などによって保育をおこなうことができない場合、下記の施設でお預かりします。

※詳細は各施設へお問い合わせください。
対　象：生後 6 か月～小学校 6 年生まで
利用料：1 日 2,000 円（4 時間以内 1,000 円）
※第 2 子 3 歳まで、第 3 子以降 6 歳までの子どもは利用料無料（要申請）
※けいあいこども園の病後児保育を利用する場合は、かかりつけ医で回復期であることの診断が必要
※定員　各施設 3 人（連続 7 日以内）
※けいあいこども園を利用する場合、希望者には給食、おやつの提供あり
（乳幼児 300 円、小学生 350 円）

チャイルド・ケアーシステム・エム　TEL　0879-25-3503　FAX　0879-25-3570	
場所	東かがわ市大谷 813-1　小児科内科　三好医院併設
時間	8：30～17：30　月～土曜日（水曜日と日・祝日・年末年始は休業） ※事前の連絡が必要です。

けいあいこども園　TEL　0879-25-1795　FAX　0879-49-0606	
場所	東かがわ市白鳥 647-1　病後児保育室　ほほえみ
時間	8：30～17：30　月～金曜日（土・日・祝日・年末年始は休業） ※事前の連絡が必要です。

お問い合わせ先
保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231



地域子育て支援センター

地域子育て支援センターは、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安・悩みを相談できる場所です。独自の活動を行う日もあります。

●実施施設

施設名	住所	問合せ先
引田こども園（公立）	引田 545-6	0879-33-5220
大内こども園（公立）	中筋 367-1	0879-25-3777
丹生こども園（公立）	町田 182-1	0879-25-4804
認定しろとりこども園（私立）	松原 555	0879-25-1591
けいあいこども園（私立）	白鳥 647-1	0879-25-1795
東かがわこどもアカデミー（私立）	三本松 1405	0879-25-0308

お問い合わせ先　保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

市 HP

東かがわこどもひろば

子育て世帯が誰でも気兼ねなく利用できる居場所として、遊びの提供、育児相談、子育てイベントを実施します。

場所	こどもひろば（東かがわ市松原170-6［旧本町幼稚園］ふれんど教室敷地内） 移動ひろば（月1回程度市内のどこかで開催）
時間	こどもひろば10：00～16：00　土・日・月 移動ひろば10：00～11：30
問合せ先	090-2041-7477

お問い合わせ先　保育教育課（本庁舎南棟2階）
☎ 0879-26-1231

HP

●住まいのサポート

市営住宅

住宅に困っている比較的収入の少ない世帯に供給する住宅です。申込には入居資格を満たす必要があります。

申込方法や入居資格などはお問い合わせください。

お問い合わせ先

都市整備課（本庁舎南棟3階）
☎ 0879-26-1304

市 HP

Memo

●就労に向けてのサポート

育児休業取得促進事業補助金

◇補助目的

育児休業期間中に給付される育児休業給付金に上乗せして賃金等を支給する市内事業者に対し、当該賃金等に要する経費について助成し、育児休業の取得を促進し、少子化対策の推進のほか、市内事業所におけるワーク・ライフ・バランスの実現を図ることを目的としています。

◇補助対象経費及び補助金の額

補助の対象となる経費	補助金の額
育児休業給付金が支給される期間において、対象従業員に対して育児休業給付金に上乗せして支給する賃金等	補助対象経費の10/10 通常勤務は、育児休業開始時の賃金日額に雇用保険法第61条の7第4項に規定する支給日数を乗じた額の17％を上限（1円未満切り捨て）とする。
	補助対象経費の10/10 育児短時間勤務は、育児休業開始以後180日までは、上乗せを加算した額が時短勤務時賃金月額の80％以上となる場合は、時短勤務時賃金月額の13％未満を上限（1円未満切り捨て）とし、育児休業開始以後180日に達した日の翌日以降は、通常勤務時賃金月額の50％と育児休業給付金との差額を上限（1円未満切り捨て）とする。

◇補助対象事業者（申請者）

市内に事務所又は事業所を有する者で、次の要件を満たす場合

(1) 育児休業給付金に上乗せして賃金等を支給していること。

(2) 上乗せした賃金等の支給について、労働協約又は就業規則、給与規程、労働契約等で定めていること

※対象従業員は事業所に勤務する者で市内・市外は問いません。

◇補助対象期間

育児休業給付金が支給される期間、かつ、次のいずれかの場合

(1) 通常勤務の者：対象従業員の育児休業開始以後 180 日に達した日の翌日以降

(2) 育児短時間勤務の者：対象従業員が次の子の育児休業を取得する日以降

お問い合わせ先　地域創生課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1276

市 HP

未来創生就業定住促進事業

東かがわ市の未来を創る世代を経済的に支援し、就業及び定住を促進するため、次の①～②を実施しています。

① 就労奨励　　：　一律 50,000 円分　（6カ月間続けて同じ企業で働く者）
②奨学金償還支援　：　最大 360,000 円　（最大 10,000 円×最長 36 カ月）

【対象者】

●新規就業者（常用雇用者）又は新規創業者
　※令和 3 年度以降に高校・大学等を卒業し、卒業後 3 年以内に就職、又は創業した者
●申請日に東かがわ市の住民基本台帳に記載されている者
●30 歳未満である者（毎年度 4 月 1 日を基準日として、29 歳以下の者）　　など

【その他】

・申請は単独（就労奨励のみ、奨学金償還支援のみ）もしくは、まとめて申請することができます。
・申請時期・申請方法は市HPからご確認ください。

お問い合わせ先
地域創生課（本庁舎南棟 2 階）
☎ 0879-26-1276

市 HP

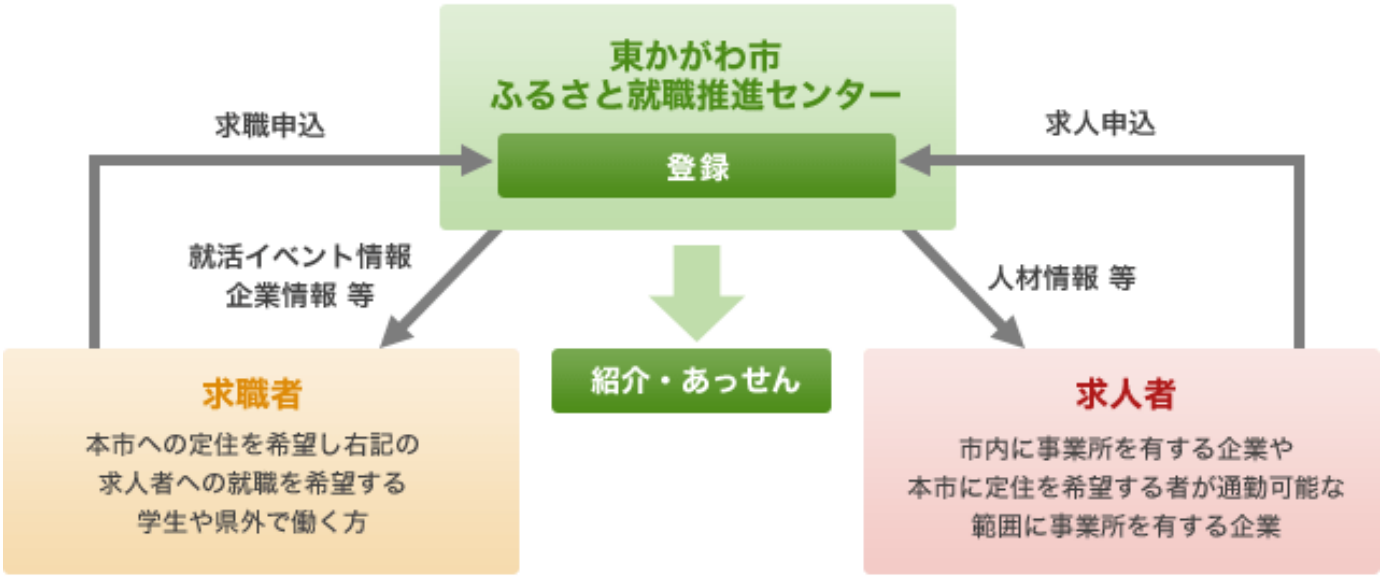


東かがわ市ふるさと就職推進センター

市内企業等への就職・定住促進のため、専門の就職推進員が、求職者と企業の間で、相談業務マッチングをしています（正社員に限る）。

就職相談・情報提供について、対面や電話の他、Web 会議システム「ZOOM」の利用が可能です。また、就労後のギャップを軽減するため、面接前に就職推進員と企業を訪問することもできます。

まずはご気軽にお問い合わせください。



※ただし、求人・求職の申し込みを受け付けできない場合もあります。あしからずご了承ください。

お問い合わせ先

東かがわ市ふるさと就職推進センター
（本庁舎南棟２階　地域創生課内）
☎ 0879-26-4145（よいしごと）

市 HP

●その他のサポート

母子保健事業（健診・相談等）

【妊婦健康診査】

●県内の医療機関・助産所及び県外の一部医療機関で、妊婦健康診査を一部公費負担で受けることができます。

【妊産婦・新生児訪問指導】

●保健師または助産師が、妊産婦、新生児の保護者に対し個別に保健指導を行います。

【妊婦歯科健康診査】

●今回の妊娠中に１回、市が委託した歯科医院（要予約）にて歯科健康診査及び口腔衛生指導が公費負担で受けられます。

【マタニティ教室】

●妊娠している方やご家族を対象に、安心して出産・育児ができるようマタニティ教室を行っています。

【妊婦健診受診支援事業】

●母子ともに安全に妊娠期を過ごす環境を整えるため、妊婦健診受診に伴う経済的負担を軽減します。妊婦一般健康診査受診票を使用した健診１回につき 2,000 円助成します。（最大 14 回分（多胎妊娠の場合は最大 19 回分））

【産婦健康診査】

●県内の医療機関・助産所及び県外の一部医療機関で、産婦健康診査を一部公費負担で受けることができます。

【産後ママサポート券事業】

●出生後１年未満の産婦に対して、市が委託した一般社団法人香川県助産師会の助産師が訪問等により乳房マッサージ等の母体管理及び育児に関する保健指導を２回行います。

【産後ケア事業・産後ケア交通費助成事業】

●出産後 １ 年未満の産婦とそのお子さんに対して、助産所または医療機関において、通所や入所、または居宅訪問により助産師による保健指導等を受けることができます。自己負担が必要な場合があります。また、市産後ケア事業を利用する際の交通費の一部を助成します。

次ページに続きます。

母子保健事業（健診・相談等）

【新生児・乳児訪問（こんにちは赤ちゃん事業）】

●市では全員の赤ちゃんに対して、生後 0～1 ヵ月頃に保健師による訪問を行います。出生届時に出生児連絡票をご記入のうえ提出ください。

【妊産婦・乳幼児健康相談】

●保健師・栄養士による指導を行います。

【乳児健康診査】

●1 歳未満の乳児については、県内及び県外の一部の医療機関で、2 回（1ヶ月児健康診査・乳児一般健康診査が公費負担で受けられます。また、4 ヶ月児と 11 ヶ月児を対象に市において乳児健診を行います。

【1 歳 6 ヵ月児健康診査】

●1 歳 6～8 ヵ月になる幼児を対象に、発育発達の状況を診る一般健康診査（内科診察）と歯科健康診査等を市が行います。

【2 歳児歯科健康診査】

●2 歳 6～8 ヵ月未満の幼児を対象に、市が委託した歯科医院で歯科健康診査を受診できます。

【3 歳児健康診査】

●3 歳5～7ヵ月になる幼児を対象に、発育の状況を診る総合的な健康診査を市が行います。

【5 歳児健康診査】

●年度内に5歳になる幼児を対象に、発育状況を診る健康診査（内科検診等）を市が行います。

【こうのとり応援事業（生殖補助医療費助成事業）】

●令和 4 年 4 月 1 日以降の保険適用開始後に「体外受精・顕微授精（生殖補助医療）」を受けた夫婦の経済的負担の軽減を図るため、治療に要する費用の一部を助成します。

母子保健事業（健診・相談等）

【初回産科受診料支援事業】

●妊婦さんの経済的負担を減らすため、初回産科受診（妊婦健康診査を除く）の費用を助成します。

【ワクワク子育て応援事業（妊婦のための支援給付事業・妊婦等包括相談事業）】

●妊娠であることの認定後に５万円を、出生等のこどもの届出を受けた後に、こども１人当たり５万円を支給します。妊娠届や赤ちゃん訪問時に面談を行います。また、妊娠８ヶ月頃にアンケートを実施します。

お問い合わせ先

こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

市 HP

Memo

生活保護

生活保護は、様々な事情で困っている方に対して、経済的な援助を行うとともに最低限度の生活を保障し、その自立を助ける制度です。

支給される保護費は、世帯の状況等によって異なります。

●まずは福祉課までご相談ください。

お問い合わせ先

福祉課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1228

市 HP

生活困窮者自立支援事業

「自立相談支援」「住居確保給付金」「就労準備支援」「家計改善支援」などを、包括的にサポートします。

○生活に困っている　○仕事を辞めて、家賃が払えない
○働きたくても働けない　など・・・

まずは、お困りごとをお聞かせください。市社会福祉協議会の相談支援員が一緒に考え、解決へのお手伝いをします。

ご本人様だけでなく、ご家族など周りの方からの相談でも受け付けます。

●詳しくは、東かがわ市社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

市社会福祉協議会
☎ 0879-26-1122

HP

生活福祉資金貸付

比較的所得が少ない世帯(「低所得者世帯」という)、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、資金の貸付と必要な援助指導を行うことによって、世帯の経済的自立や在宅福祉、社会参加の促進を図ることを目的とした貸付制度です。(総合支援資金・教育支援資金・福祉資金・不動産担保型生活資金)

※この制度は貸付であり、給付ではありません。貸付後の返済計画を検討していただく必要があります。
※審査結果によっては、貸付できない場合があります。

【貸付対象】

対象世帯	内　　容	収入の目安
低所得者世帯	資金の貸付と必要な相談支援を受けることで独立自活できると認められる世帯で、資金の融資を他から受けることが困難な世帯	単身世帯はおおむね月額 15 万 5 千円以下、世帯員が 1 名増えるごとに月額 6 万 4 千円を加算した収入額以下の世帯
高齢者世帯	日常生活を送るうえで、介護を要する 65 歳以上の高齢者の属する世帯	低所得者世帯の目安額の 1.7 倍以下
障がい者世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者の属する世帯	

●詳しくは、東かがわ市社会福祉協議会にお問い合わせください。

お問い合わせ先

市社会福祉協議会
☎ 0879-26-1122

HP

●相談窓口

人権相談

【さまざまな人権問題の電話等による相談】

●セクハラ・家庭内暴力など女性の人権問題
みんなの人権 110 番　　0570-003-110

●さまざまな人権問題の電話による相談
みんなの人権 110 番　　0570-003-110

●いじめ・虐待などこどもの人権問題
こどもの人権 110 番　　0120-007-110

●こどもの人権問題（手紙による相談）
「こどもの人権 SOS ミニレター」に悩みごとを書いてポストに入れてください。
（切手はいりません）

●さまざまな人権問題のインターネットによる相談

ホームページ URL	
大人はこちら	https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_AD/0101.html
こどもはこちら	https://www.jinken.go.jp/soudan/PC_CH/0101.html

●人権に関する相談を LINE 上で受け付けています。
SNS（LINE）による人権相談

アカウント名	SNS 人権相談
検索 ID	@snsjinkensoudan

※詳細については、下記ホームページでご確認ください。
https://www.moj.go.jp/JINKEN/index_soudan.html

お問い合わせ先　法務局

みんなの人権 110 番　☎ 0570-003-110
こどもの人権 110 番　☎ 0120-007-110

HP

女性のための相談

女性相談員が、女性が抱えるさまざまな悩みについて、問題解決に向けた相談に応じます。

電話相談

【日時】　月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）　9：00～17：00

お問い合わせ先

こども家庭課（本庁舎南棟２階）
☎ 0879-26-1229

市 HP

法テラス

法的なトラブルの解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる相談窓口です。無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立て替えを行っています。

お問い合わせ先

法テラス香川
☎　050-3383-5570
（土日祝除く。9:00～17:00）

HP

Memo

●問い合わせ先

東かがわ市役所

部局課名		場所	電話番号	このハンドブックで紹介した制度など
総務部	地域創生課	本庁舎 南棟２階	26 - 1276	・育児休業取得促進事業補助金 ・未来創生就業定住促進事業
	ふるさと就職 推進センター		26 - 4145	・東かがわ市ふるさと就職推進センター
	税務課		26 - 1216	・所得税確定申告、市民税・県民税申告
市民部	こども家庭課		26 - 1229	・児童扶養手当 ・ひとり親家庭等医療費助成 ・ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等職業訓練促進給付金 ・高等職業訓練促進資金貸付事業 ・JR 通勤定期の特別割引 ・母子父子寡婦福祉資金貸付 ・親子交流支援事業 ・養育費履行確保等補助金 ・ひとり親家庭等相談 ・児童手当 ・子育て世帯訪問支援事業（子育てホームヘルプサービス事業） ・子育て支援短期利用事業 ・母子保健事業（健診・相談等） ・女性のための相談
	福祉課		26 - 1228	・生活保護
	長寿保健課	本庁舎 南棟１階	26 - 1360	・特定健診・特定保健指導 ・国民健康保険 ・国民年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金
事業部	都市整備課	本庁舎 南棟３階	26 - 1304	・市営住宅
教育委員会事務局	教育総務課	本庁舎 北棟２階	26 - 1237	・奨学金貸付 ・特別支援教育就学奨励費 ・就学援助費
	保育教育課	本庁舎 南棟２階	26 - 1231	・認定こども園 ・一時預かり事業 ・こども誰でも通園制度 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・放課後児童クラブ

部局課名		場所	電話番号	このハンドブックで紹介した制度など
教育委員会事務局	保育教育課	本庁舎 南棟２階	26 - 1231	・病児・病後児保育事業 ・地域子育て支援センター ・東かがわ市こどもひろば

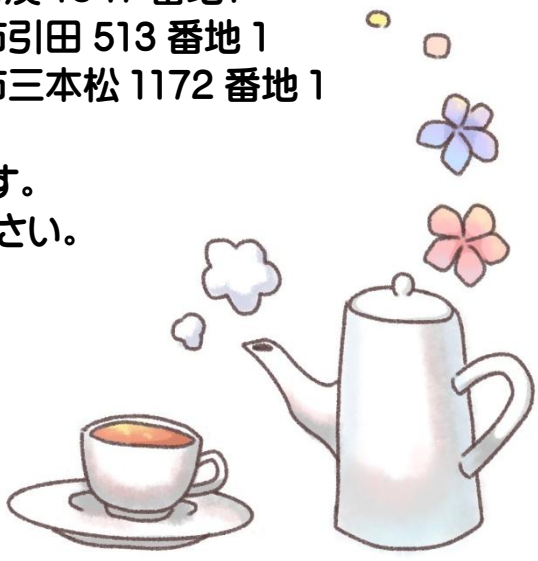
その他機関

機関名など	電話番号	このハンドブックで紹介した制度など
NPO 法人 親子交流支援センター香川	090 - 1006 - 1190	・親子交流支援事業
養育費・親子交流相談 支援センター	0120 - 965 - 419 （携帯電話は使えません） 03 - 3980 - 4108	・養育費・親子交流相談
高松東年金事務所	087 - 861 - 3866	・国民年金 ・遺族基礎年金 ・寡婦年金
市社会福祉協議会	26 - 1122	・生活困窮者自立支援事業 ・生活福祉資金貸付
女性の人権ホットライン	0570 - 070 - 810	・人権相談
みんなの人権 110 番	0570 - 003 - 110	
こどもの人権 110 番	0120 - 007 - 110	
法テラス香川	050 - 3383 - 5570	・法テラス

本庁舎（白鳥庁舎）：〒769-2792　東かがわ市湊 1847 番地1
引田窓口　　：〒769-2992　東かがわ市引田 513 番地 1
大内窓口　　：〒769-2692　東かがわ市三本松 1172 番地 1

引田窓口・大内窓口で手続きできるものもあります。
手続きできるかは、各担当課へお問い合わせください。

市役所各課の問い合わせ先はこちら





ひとり親家庭サポートハンドブック

〔発　行〕　令和8年12月
〔発行元〕　東かがわ市保健福祉事務所　こども家庭課
〒769-2792　東かがわ市湊1847番地1
TEL：0879-26-1229　FAX：0879-26-1209